

8 修理第30053号

## 動物用医療機器修理業許可証

氏名又は  
名 称

富士フイルムメディカル株式会社

事業所の  
所在地

神奈川県南足柄市竹松1250  
富士フイルムヘルスケアマニュファクチャリング（株）内 M0棟2階

事業所の  
名 称

富士フイルムメディカル株式会社 テクニカルサポートセンター

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の  
有効期間

令和8年6月1日から  
令和13年5月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和8年4月24日

農林水産大臣 鈴木 憲和